

## 静岡県告示第446号

タクシー物価高騰緊急対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月14日

静岡県知事 川勝平太

### タクシー物価高騰緊急対策支援金交付要綱

#### 第1 趣旨

知事は、物価高騰の影響を大きく受けているタクシー事業の維持を図るため、タクシー事業者に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

- (1) この要綱において「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（この要綱において「タクシー事業」という。）を営業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- (2) この要綱において「車検証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。
- (3) この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定する自動車であって、県内において経営するタクシー事業の用に供するものをいう。

#### 第3 交付の対象及び交付額

別表に掲げるとおりとする。

#### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア タクシー物価高騰緊急対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1号）
  - イ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

#### 第5 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### 第6 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付決定兼交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- (2) 第1項の審査の結果、支援金を交付すべきでない認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

#### 第7 決定の取消し等

- (1) 知事は、交付決定後に、次に掲げるいずれかに該当するときには、交付決定を取り消すことができ

る。

ア 申請の取下げがあった場合

イ 本要綱に違反した場合

ウ 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

エ 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

## 第8 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第7で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

## 第9 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第7(1)により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

## 第10 書類の整備等

- (1) 申請者は、第4に定める書類については、証拠書類を備えておかななければならない。
- (2) 申請者は、証拠書類を交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

## 第11 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

**第12 受給権の譲渡又は担保の禁止**

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

**第13 その他**

この要綱に定めがない事項は、知事が別に定める。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の支援金に適用する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表

交付の対象		交付額
対象者	経費	
タクシー事業者	別に定める時点において有効な車検証を備え付けているタクシー車両の維持に要する費用	タクシー車両の数に2万円を乗じて得た額

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

タクシー物価高騰緊急対策支援金交付申請書（請求書）

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

タクシー物価高騰緊急対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

金額 円

2 申請台数

台

振込先口座 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

<記載上の注意>

- ・この申請書は、静岡県において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱います。
- ・「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）を記入してください。

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事 氏 名

支援金の交付について（決定及び確定）

令和 年 月 日付けで申請のあったタクシー物価高騰緊急対策支援金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

記

1 交付額 金 円 （ 台分）

2 交付の条件

タクシー物価高騰緊急対策支援金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号  
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事 氏 名

支援金の交付について（不交付決定）

令和 年 月 日付けで申請のあったタクシー物価高騰緊急対策支援金の交付について、不交付を決定します。

不交付決定理由： ○○であるため